

6次産業化施設整備事業

第1 事業の内容

本事業は、次の1又は2の取組において施設等の整備に要する経費の額から第3の2に定める資金の額を除いた自己負担に係る部分に対して助成するものとする。

1 農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条の規定に基づく認定又は第6条の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画(以下「認定総合化事業計画」という。)に従って実施する六次産業化・地産地消法第3条第4項に定める総合化事業に係る取組

2 農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等又は中小企業者が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第4条の規定に基づく認定又は第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)に従って実施する農商工等連携促進法第2条第4項に定める農商工等連携事業に係る取組

第2 交付対象施設等の範囲

第1の1及び2の取組のうち事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であるものについては次の1及び2を、第1の2の取組のうち事業実施主体が中小企業者であるものについては次の3を、それぞれ交付の対象とする。

1 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設

(1) 農林水産物等の集出荷のために必要な施設

農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、農林水産物等の集出荷のための建物

(2) 農林水産物等の処理・加工のために必要な施設

農林水産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装・検査用機械、農林水産物等の処理加工のための建物

(3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設

農林水産物等の総合的な販売のための機械及び建物並びに地域食材提供のための機械及び建物

(4) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物

等の生産・加工体験提供のために必要な施設

第2の1の(2)又は(3)に掲げる施設と一体的に整備する農林水産物等の生産・加工体験の提供のための機械及び建物(ただし、農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知)第3に定める事業を実施中又は、実施が終了した地域(以下「農泊実践地域」という。)からの観光入込客の流入が見込める地域における取組に限る。)

(5) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設

捕獲獣肉等食材提供のための機械及び建物

(6) 収穫後病害虫防除のために必要な施設

農林水産物の病害虫防除のための機械及び建物

(7) 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設

農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物(売電を目的とする取組に係るものを除く。)

(8) (1) から (7) までの附帯施設

2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等

(1) 簡易土地基盤整備

障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等

(2) 農業用水のために必要な施設

水源・貯水機械及び建物

(3) 営農飲雑用水のために必要な施設

家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがい用施設を除く。)及び農作物の洗浄のための機械及び建物

(4) 農産物生産に必要な施設

農業用機械・建物(ただし、新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の取組に真に必要なものに限る。)

(5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設

乾燥機、粃摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物

(6) 育苗のために必要な施設

水稻、野菜等の育苗に必要な機械及び建物

(7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設

養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械及び建物(漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある取組に係るもの(資源回復に取り組むべき魚種に

- 対して過剰漁獲が生ずる場合など)を除く。)
- (8) 堆肥製造のために必要な施設
堆肥製造用・堆肥保管用機械及び建物
 - (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設
新技術を活用した育苗・増殖・培養用機械及び建物
 - (10) 特用林産物生産のために必要な施設
きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械及び建物
 - (11) 農林水産物運搬のために必要な施設
農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械及び建物
 - (12) 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設
農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物(売電を目的とする取組に係るものを除く。)
 - (13) (1) から (12) までの附帯施設
(注) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。
- 3 食品等の加工・販売のために必要な施設
- (1) 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設
農林漁業者等と中小企業者が連携する際の、新商品の原材料となる農林水産物を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械及び建物(販売施設は、加工施設の整備と一体的に整備するものに限る。)
 - (2) (1) の附帯施設(当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。)

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは同法第6条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象経費に充てるために2に定める資金の貸付又は出資(以下「貸付等」という。)を受けて本事業を実施する次に掲げる者とする。
 - (1) 農林漁業者の組織する団体
3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体(法人格

を有しない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。)及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時従事する者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。ただし、第2の1の(4)に掲げる施設等を整備しようとする者は、農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知)第2に定める地域協議会(以下「農泊地域協議会」という。)の構成員ではない者に限る(本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。)

(2) 中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者(個人及びみなし大企業を除く。)

(注) みなし大企業とは、以下の法人をいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金の額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金の額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は職員を兼務する役員の総数の2分の1以上を占めている法人

2 交付対象経費に充てる資金は、次に掲げる機関が貸付等を行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸付等を行う資金とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 森林組合
- (4) 森林組合連合会
- (5) 漁業協同組合
- (6) 漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- (9) 株式会社日本政策金融公庫
- (10) 沖縄振興開発金融公庫
- (11) 株式会社商工組合中央金庫
- (12) 銀行
- (13) 信用金庫
- (14) 信用協同組合

- (15) 都道府県
- (16) 市町村
- (17) 特別区

3 本事業の交付率は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付金の交付率は、定額（交付対象経費の10分の3以内）とする。ただし、次のいずれかに該当する本事業については、定額（交付対象経費の2分の1以内）とする。

ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

イ 市町村戦略（本要綱別記1-1の第1の（1）に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。）に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業

ウ 認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する者に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は農工商等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業

- (2) 交付要綱の別表の交付率欄に規定する事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法は、次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。

ア 交付対象経費に10分の3（第3の3の（1）のただし書に該当する場合は2分の1）を乗じて得た額

イ 交付対象経費に充てるために貸付等を行う第3の2の資金の額

ウ 交付対象経費からイの額及び地方公共団体等による助成金の額を控除して得た額

- (3) (2) に定める方法により算出された交付金の額が1億円を超える場合は、当該額にかかわらず、1億円以内とする。ただし、次のアからウまでに掲げる

要件を全て満たす場合であって、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「B to B」という。）において、その取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCP の認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、2億円の範囲内で上乗せすることができる。

ア 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるB to Bに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。

イ 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCP の認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。

ウ 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。

第4 目標年度及び成果目標

1 本事業の目標年度は、認定総合化事業計画に定める総合化事業又は認定農商工等連携事業計画に定める農商工等連携事業の実施期間の最終年度とする。

2 成果目標は、次の（1）又は（2）に掲げる取組に応じ、それぞれに定める目標とする。

また、このうち、第3の3の（1）のア及びイに該当する取組については、次の（3）に定める目標を設定するものとする。

（1）農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標

（2）農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標

（3）第3の3の（1）のア及びイに該当する取組

地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標

第5 採択基準等

1 採択基準

（1）共通基準

ア 事業規模（施設等の整備に要する経費）が1億円以上となる本事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。

イ 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に

向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。

ウ 整備を予定している施設等が、その性能及び規模等にかんがみ、成果目標の達成に向け適切なものであること。

エ 利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実であると認められること。

オ 事業実施主体の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

カ 整備を予定している施設等で加工される製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。

キ 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

ク 目標年度において、本事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

ケ 事業実施主体の直近3年の決算において、原則として、経常損益が3年連続の赤字となっていない、及び直近1年の決算において、債務超過（貸借対照表の負債の合計額が資産の合計額を上回り、純資産の合計額が負数となった状態をいう。）となっていないこと。

コ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（令和3年2月16日農林水産省決定）に係るチェックシートを活用した取組の点検を実施していること。

サ 本事業に係る事業実施計画において、輸出に関する計画が含まれている場合は、農林水産省ホームページのGFPコミュニティサイト

(<https://www.gfp1.maff.go.jp/>) からGFPの登録をしていること。

(2) 農林漁業者の組織する団体による取組の基準

本事業で取り扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等（(1)のイに定める規約その他の文書に記載のある農林漁業者等をいう。(3)において同じ。）が、おおむね50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）の生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること（事業実施主体の構成員等が生産する場合を含む。）。

(3) 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上（仕入量又は仕入金額）を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 都道府県知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施主体に対する交付決定時までに、第3の2に規定する資金の貸付等を行う機関から事業実施主体に対し貸付等が行われることを、当該貸付等を行う

機関が発行する融資証明書、出資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認するものとする。

- (2) 交付対象経費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。

- (3) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。

- (4) 交付の対象とする施設等は、耐用年数が5年以上のものとする。

- (5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品・新材を利用する場合のほか、増築・改築等を行う本事業又は古品・古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による本事業の場合も交付の対象とする。

なお、古品・古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとする。

3 交付の対象としない経費

次に掲げる経費は、本事業の実施に必要なものであっても、交付の対象としない。

なお、交付の対象としない経費の額が施設等の整備に要する経費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象としない経費の額を算定して除外するものとする。

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- (2) 個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれのある施設等に係る経費
- (3) 既存施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに交付の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費
（注）認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産する新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。
- (4) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- (5) 交付対象施設等に係る附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費

- (6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費
- (7) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物内にある部屋のうち、加工・流通・販売等の業務に関わらない用途に用いることができるもの（会議室、事務室、役員室、休憩室、物置、更衣室等（食品衛生管理上、必要不可欠なもの及び障害者等を雇用する際に必要なものを除く。））に係る経費

第6 費用対効果分析の実施方法

1 費用対効果の算定方法

- (1) 費用対効果の算定は、原則として、次の式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

- (2) 妥当投資額の算定は、次のアからエまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次の式により算定するものとする。ただし、施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、2に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次の式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表1参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に定めるところによる。

エ 算定の基礎とする数値は、本要綱第5の1の事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- (3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

- (1) 農林水産物等の生産向上に係る効果

ア 農業生産向上効果

(ア) 効果の内容

農業生産向上効果とは、次の a から e までに掲げる効果をいう。

a 作付増加効果

当該施設等の整備により作物の作付面積が増加する効果

b 単収増加効果

均一な健苗育成、地力増進による連作障害の軽減、気象災害の防止・回避による被害額の軽減等により単収が増加する効果

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による生産物の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化、販路拡大（直売や他産業との連携（契約栽培）など）等により販売額が増加する効果

d 畜産関連経営体所得向上効果

当該施設等の整備により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴って、畜産経営体の経常所得（利益、家族労働報酬）が増加する効果

e 農畜産物等加工効果

当該施設等の整備により農畜産物等が加工され、付加価値が向上し、販売額が増加する効果

(イ) 算定方法

農業生産向上効果に係る年効果額は、次の a から e までにより算定する年効果額の合計額とする。

なお、算定に必要な生産物単価及び純益率については、3によるものとする。

a 作付増加効果

(a) 作物ごとに、作付増加面積に事業の実施時における単収（以下「現況単収」という。）を乗じて生産増加量を算出するものとする。ただし、現況単収は、無被害単収とする。

(b) (a) で算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの作付増加純益率を乗じて得た値とする。

b 単収増加効果

(a) 作物ごとに、単収増分に効果発生面積を乗じて生産増加量を算出する。

(b) (a) で算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの単収増加純益率を乗じて得た値とする。

c 品質等向上効果

作物ごとに、効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに現況生産物単価と計画生産物単価との差を乗じて得た純益の

増加額の合計額とする。

d 畜産関連経営体所得向上効果

畜産経営体の事業実施前後の経常所得の年増加額として算定するものとする。

年効果額 = 事業実施後年間経常所得額(千円) - 事業実施前年間経常所得額(千円)

年間経常所得額(事業実施前、後) = (A) 収益 - (B) 費用

(A) 収益: 決算報告書の収入の合計欄に記載されている副産物を含む数値

(B) 費用: 決算報告書の支出の合計欄に記載されている飼料費、利子、地代等を含み、家族労働費を含まない数値

e 農畜産物等加工効果

農畜産物等の加工品ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加効果額の合計額とする。

イ 林業生産向上効果

(ア) 効果の内容

林産物等生産向上効果とは、次の a から c までに掲げる効果をいう。

a 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備によりこれまで利用されていなかった林産物等が利用される効果

b 林産物等生産増進効果

当該施設等の整備によりこれまで伐採されていなかった区域における林産物等の生産が促進される効果

c 林産物等販売促進効果

当該施設等の整備により林産物等の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化等により、販売が促進される効果

(イ) 算定方法

林産物等生産向上効果に係る年効果額は、次の a から c までにより算定する年効果額の合計額とする。

a 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備前には利用されていなかったが、施設等の整備により利用増加が見込まれる林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備後の利用増加量に、地域の林産物市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とする。

b 林産物等生産増進効果

林産物の種類ごとに、当該施設等の整備により新たに林産物等の生産が促進される区域の林産物等の生産増加見込量に、地域の林産物等市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計

額とする。

c 林産物等販売促進効果

林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備により林産物等の販売増加が見込まれる量に林産物市場価格の上昇が見込まれる額を乗じた額から、販売経費を差し引いた額の合計額とする。

ウ 漁業生産向上効果

(ア) 効果の内容

漁業生産向上効果とは、次の a から c までに掲げる効果をいう。

a 生産増加効果

当該施設等の整備により養殖場の拡大等に伴い生産量が増加する効果

b 魚価向上効果

当該施設等の整備により高級魚の漁獲増、魚体の大型化等魚種・魚体組成の変化による魚価の向上効果

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による活魚や新たな加工による付加価値の向上、HACCP 等を取り入れることによる対外的な評価の向上等による価格の上昇効果

(イ) 算定方法

漁業生産向上効果に係る年効果額は、次の a から c までにより算定する年効果額の合計額とする。

a 生産増加効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の生産量の差に施設等の整備前の単価を乗じた値に利益率を乗じた額の合計額とする。

b 魚価向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の整備後の漁獲量を乗じた額の合計額とする。

c 品質等向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の水産物等の生産量を乗じた額の合計額とする。

エ 経費節減効果

(ア) 効果の内容

経費節減効果とは、次の a から d までに掲げる効果をいう。

a 労働経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の労働が集約され、労働時間が縮減されることにより労働経費が節減される効果

b 機械経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の機械作業が集約され、機

械経費が節減される効果

c 資材経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の作業が集約され、投入される資材費、光熱水費、燃料費等が節減される効果

d 維持管理費節減効果

当該施設等の整備により既存施設等が合理化され、維持管理に係る経費が節減される効果

(イ) 算定方法

年効果額は、次の a から d までにより算定する年効果額の合計額とする。

a 労働経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の労働経費の総額から、同様に積み上げた計画労働経費の総額を差し引いた額とする。

b 機械経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の機械経費の総額から、同様に積み上げた計画機械経費の総額を差し引いた額とする。

c 資材経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の資材経費の総額から、同様に積み上げた計画資材経費の総額を差し引いた額とする。

d 維持管理費節減効果

現況の施設等の維持管理費の総額から計画維持管理費の総額を差し引いた額とする。

オ その他の効果

アからエまでに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき都道府県知事が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする。）。

(2) 食品等製造の向上に係る効果

ア 効果の内容

食品等製造の向上に係る効果とは、次の（ア）から（ウ）までに掲げる効果をいう。

(ア) 製造量向上効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化等を通じ、商品の製造量が向上（増加）し、出荷額が増加する効果

(イ) 品質向上効果

当該施設等の整備による取扱品目の品質保持の向上等を通じ、規格外等による廃棄量が減少し、商品の損失額が減少する効果

(ウ) 施設維持管理コスト削減効果

老朽化した旧施設を更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが削減される効果

イ 算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次の（ア）から（ウ）まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

（ア）製造量向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加額の合計額とする。

（イ）品質向上効果

商品の種類ごとに、取扱品目の品質保持の向上等による廃棄量の減少に伴う収益増加額の合計額を、品質向上効果の年効果額とする。

（ウ）施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

ウ その他の効果

アに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき都道府県知事が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする。）。

（3）雇用創出に係る効果

ア 効果の内容

雇用創出に係る効果とは、当該施設の整備により非農林漁家の雇用が創出される効果をいう。

イ 算出方法

雇用人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設で雇用されることにより失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

（4）その他の効果

（1）から（3）までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき都道府県知事が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする。）。

3 生産物単価及び純益率の算定方法等

年効果額の算定に必要な生産物単価及び純益率の算定方法については、次の

（1）及び（2）により行うものとする。

（1）生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格（農林漁家受取価格）によるものとし、次により算出する。

ア 国等が価格を決定している作物

国等が価格を決定している作物の生産物単価は、原則として、事業実施計画時における国等の決定価格（平均的な品種及び品質であるものの価格）によるものとする。

イ その他の作物

その他の作物（国等が価格を決定している作物であって、事業地区の実態から見てこれによることが著しく不相当であると認められるものを含む。）の生産物価格は、原則として、事業地区における平均的な品種及び品質であるものの最近5か年の各年の価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格）の加重平均価格によるものとする。

(2) 純益率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、以下による。

ア 主要な作物については、別表2に示すところによる。

イ その他の作物（アに定める作物であって、事業地区の実態から見てアに定める純益率によることが著しく不相当と認められる作物を含む。）については、次の方法により算出する。この場合において、生産費等は、原則として、最近5か年の「農作物生産費調査報告」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとする。

作付増減の場合の純益率（%）＝100－（単位面積当たり生産費 ÷ 単位面積当たり主産物価額）×100

単収増加の場合の純益率（%）＝100－（100－作付増減純益率）×0.274

（注）生産費＝資本利子・地代全額算入生産費－（水利費＋地代）

0.274＝作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率

4 費用対効果(投資効率) 算定の様式

費用対効果(投資効率) 算定に当たっては、1から3までに定めるところに従い、別紙様式第18号により行うものとする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる事項を含めて事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

(1) 事業実施状況

(2) 目標値及び目標値の達成率

(3) 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、第7の(1)から(3)までに掲げる事項を含めて評価報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

第9 事業の改善等

1 事業実施主体は、本要綱第7の2又は第8の2による都道府県知事からの措置等を踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たす場合に限り、新商品の変更を伴う改善計画を作成することができる。

(1) 第4の2に定める成果目標を下回らないこと。

(2) 本事業により整備した施設等を活用するものであること。

(3) 新商品の変更が次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 商品そのものが新しいこと

イ 原料が新しいこと

ウ 製法が新しいこと

2 1の改善計画を作成した事業実施主体は、事業実施計画期間中においては、都道府県知事に対し新商品の変更に係る事業計画の変更申請を行うものとし、これを受けた都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、当該改善計画を妥当と認めるときは、承認するものとする（認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の変更申請及び認定は別途必要である。）。

事業実施計画期間終了後に1の改善計画を作成した事業実施主体は、新商品の変更に係る事業計画の変更について都道府県知事に対し申請するものとし、これを受けた都道府県知事は、当該改善計画を妥当と認めるときは、承認するものとする。

第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかの関係を有する会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業

- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（2）を除く。）

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって交付対象経費とする。

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 地域経済の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る施策
- 4 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 5 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策
- 6 農山漁村滞在型旅行（農泊）を促進する観点から、農泊地域協議会との連携に関する施策
- 7 農業と福祉との連携を促進する観点から、農業分野における障害者等の雇用に
関する施策

- 8 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別表 2

主要作物に係る純益率 (単位：%)

作物名		純益率	
		作付増加	単収増加
水稲	水稲 北海道	20	78
	都府県	—	71
	米粉用米	—	—
	加工用米	—	66
麦類	大麦	5	74
	小麦 田	—	59
	畑	—	63
豆類	大豆 田	—	71
	畑	—	73
	らっかせい	17	78
	その他豆類	20	78
野菜	なす、ピーマン	9	76
	果実的野菜	6	75
	その他果菜類	11	76
	ねぎ、ほうれん草	5	75
	その他葉茎菜類	20	78
	さといも	10	76
	その他根菜類	16	77
工芸作物	かんしょ	—	65
	原料用ばれいしょ	—	69
	茶	—	73
果樹	みかん	—	68
	りんご	—	69
	かき	—	73
	なし	—	68
	もも	4	74
	ぶどう	—	69
飼料作物 (牛乳)	北海道	11	22
	都府県	9	12

別記 8-2

6 次産業化施設整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象経費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、6 次産業化施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施工方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施工による競争見積等）により施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第 19 号）を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

5 事業の施工

(1) 施工方法

整備事業は次の(2)から(5)までに掲げる直営施工、請負施工、委託施工又は代行施工のいずれかの施工方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施工方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施工方法により施工することができるものとする。なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施工方法は、原則として請負施工によるものとする。

(2) 直営施工

ア 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届(別紙様式第20号)により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体における総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(3) 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第20号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体における総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、当該検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施工を選択する場合は、第1の1の(1)に定める事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第20号により、都道府県知事に報告するものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施工

代行施工においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所、全国農業協同組合連合会又は都道府県経済農業協同組合連合会(以下「代行者」という。)と施設等の基本設計の作成(必要な場合に限る。)、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理(工事の監理を含む。)等を一括して委託する代行施工契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者(以下「受託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施工の選択

事業実施主体は、代行施工を選択する場合は、別表1により、代行施工によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施工契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第20号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。また、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施工においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施工体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 20 号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせ

るものとする。

また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、当該検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施工管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、5に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意し、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

- (1) 契約者の選定については、公平性、透明性及び競争性を向上させ、談合等の不正行為の排除・防止の徹底に努めること。
- (2) 契約方法については、経済的及び効率的な事務執行を図る観点から、緊急を要する災害復旧等の特段の事由がある場合を除き、原則として競争による契約を行うこと。
- (3) 一般競争入札については、公告期間は10日以上（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び事業実施主体の就業規則に定める休日については含めない。）を確保するものとし、公告については、当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めること。
- (4) 一括請負については、建設業法（昭和24年法律第100号）によって禁止及び罰則規定が定められていることに鑑み、国土交通省及び都道府県による建設業を営む者に対する指導等を遵守すること。
- (5) 入札結果の公表については、競争契約による入札結果にあつては、全ての入札者及び入札金額を、随意契約による入札結果にあつては、契約の相手方及び契約金額を、閲覧の方法により行うこと。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象経費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外経費を含む全事業費を一括して経理

- する場合にも、交付対象経費については区分を明確にしておくこと。)
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
 - (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び預金口座等を設けて行うこと。
 - (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する事業費に0.01を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとする。

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関するしゅん功届（別紙様式第21号）により、都道府県知事に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事に報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の(1)により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて(2)及び(3)により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（２）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

５ その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第４ 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

１ 予算関係書類

（１）事業実施に関する総会等の議事録及び代行施工を選択した場合にあっては代行施工の選択理由

（２）予算書及び決算書

（３）地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書

（４）その他予算関係の事項を示した書類

２ 工事施工関係書類

（１）直営の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 工事材料検収簿及び同受払簿

ウ 賃金台帳及び労務者出面簿

エ 工事日誌及び現場写真

オ その他工事関係の事項を示した書類

（２）請負、委託及び代行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 入札てん末書

ウ 請負契約書

エ 工程表

オ 工事完了届及び現場写真

カ その他工事関係の事項を示した書類

３ 経理関係書類

（１）金銭出納簿

（２）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

４ 往復文書

事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書

５ 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象経費の内容、構成及び積算

1 交付対象経費の内容

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等とは、本要綱別記8-1の第2交付対象施設等の範囲に掲げるもののうち、簡易土地基盤整備等のことであり、工事費（支給品費を含む。）、測量試験費（実施設計書を含む。）、換地費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。）及び工事雑費を交付対象経費とする。

(2) 機械・施設等整備

機械・施設等整備とは、(1)に記載の簡易土地基盤整備等を除くものの整備のことであり、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含みます。）、実施設計費及び工事雑費を交付対象経費とする。

2 交付対象経費の構成

交付対象経費の構成は、別表3を標準とする。

3 交付対象経費の積算及び取扱い

交付対象経費は、それぞれの施工方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施工方法により施工される場合には、それぞれの施工方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施工については、交付対象経費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、土地基盤整備等にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施工に準ずるものとする。

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとする。

ただし、支給品費については(2)のアの(イ)に定めるところによる。

(2) 機械・施設等整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機

及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

- b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施工及び委託施工にあつては事業実施主体が、代行施工にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

(エ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施工、委託施工又は代行施工において請負人等が必要とする別表4に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するもの

とし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施工にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施工することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の施工態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

オ 代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、本要綱別記 8-1 の第 3 の 1 に定められた事業実施主体の範囲内のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第 9 号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければな

らない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第22号）により、都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業務内容		検討内容
1 代行施工管理 (建設工事)	(1) 実施設計書の作成 又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由 (※製造請負工事と一体的に建設工事等を選択する場合は、理由は不要。)
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん工検査、引渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造請負管理 (製造請負工事)	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん工検査、引渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由

別表 2

附帯事務費の使途基準

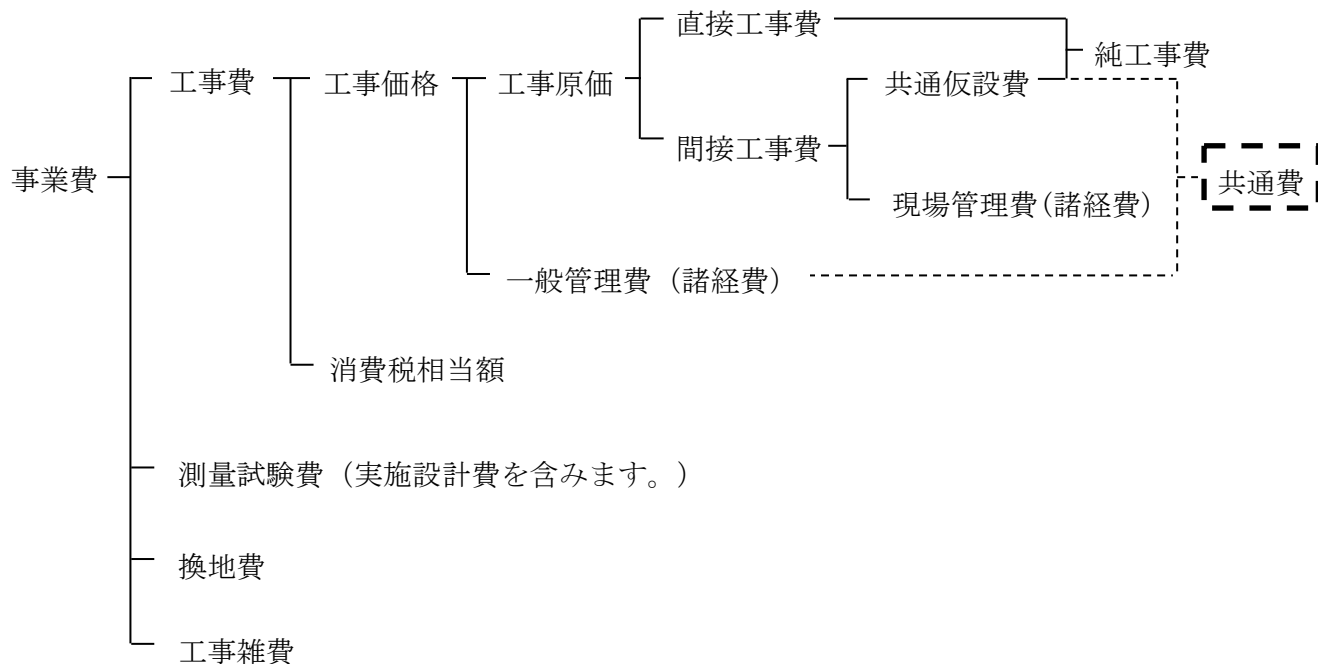
区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、給料等、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び備品購入費

注：食料産業・6次産業化整備交付金の実施に必要な経費に限る。

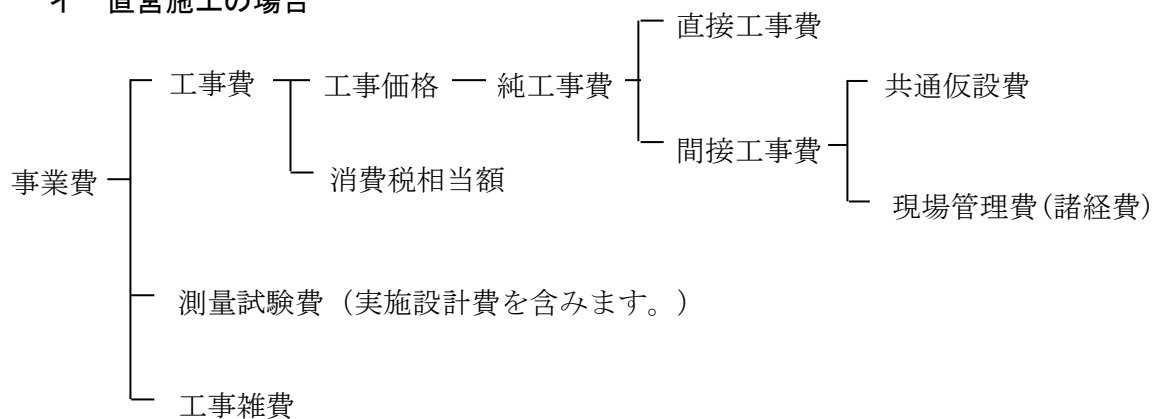
別表 3

事業費構成の標準

1 土地基盤整備等
ア 請負施工の場合



イ 直営施工の場合

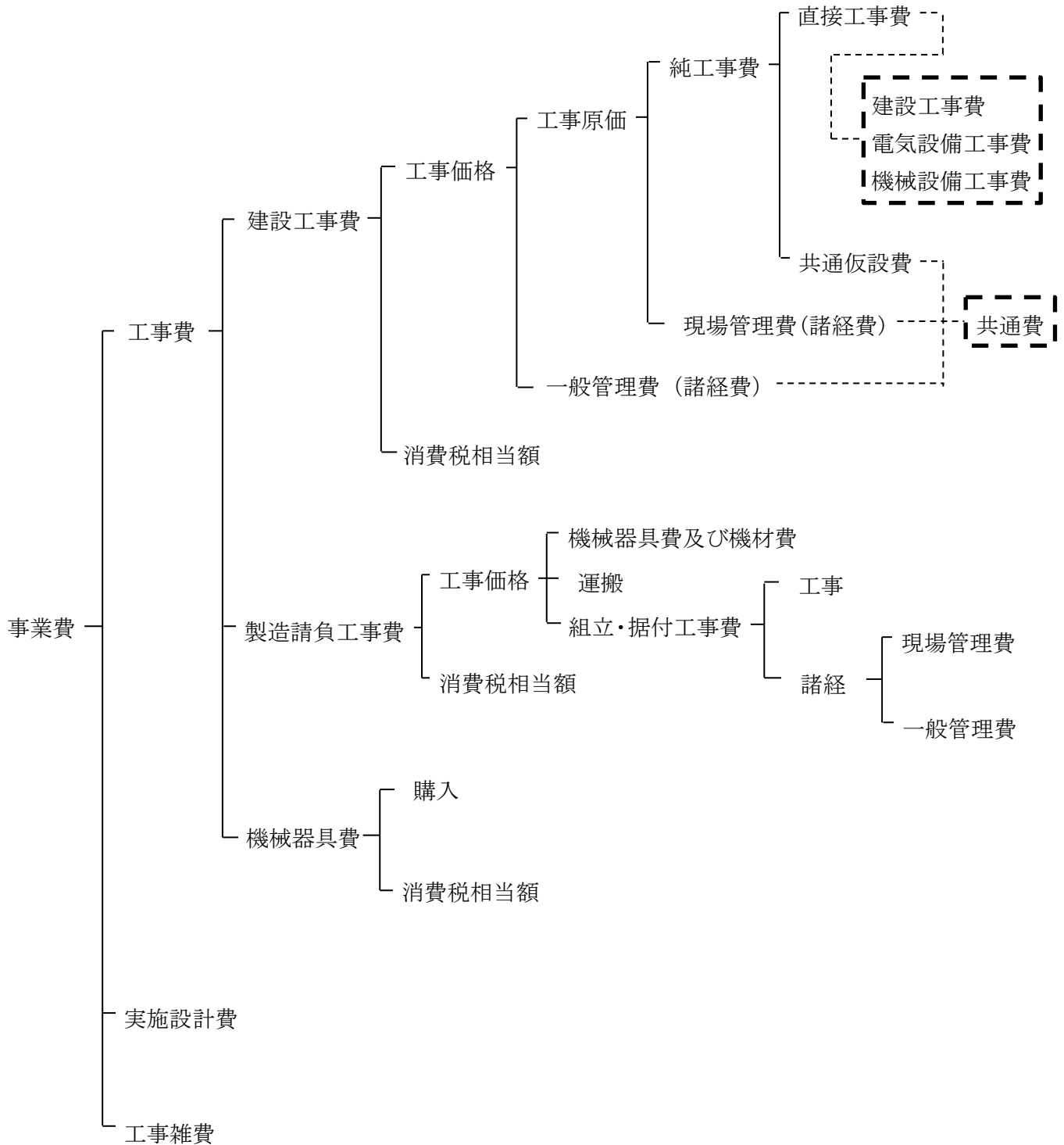


注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの

2 機械・施設等整備

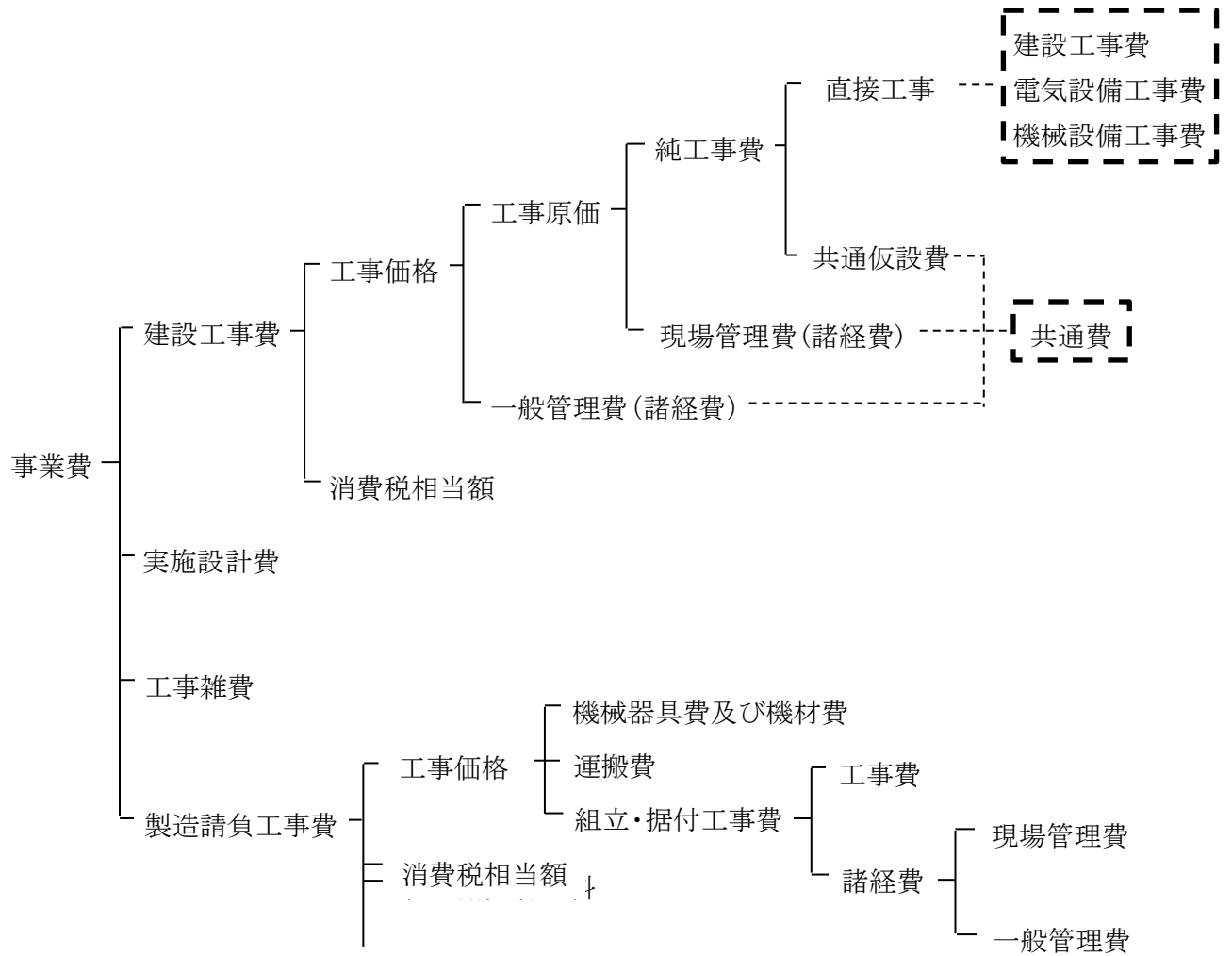
① 施設の整備

ア 請負施工の場合

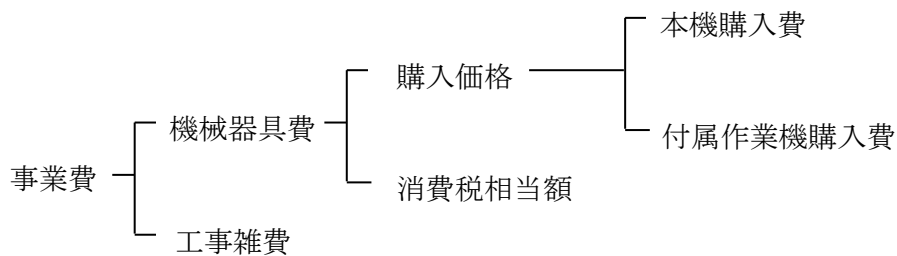


注：この表は、「当繕工事積算要領」に準拠したもの

イ 代行施工の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除く。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

バイオマス利活用高度化施設整備事業

第1 事業の内容等

1 事業内容

バイオマスを活用したグリーン社会の実現に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な以下の内容を支援するものとする。

(1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備

(2) 地域資源循環の高度化（地域一体モデル）

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

(3) バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

2 対象施設

(1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設の新設及びこれら施設の附帯施設の新設

(2) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

3 交付率

交付金の交付率は、定額（交付対象事業費の3分の1以内）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、定額（交付対象事業費の2分の1以内）とする。

(1) 災害時にエネルギーを供給する場合

大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる場合

(2) 中山間地において実施する場合

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域において事業を実施する場合

第2 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業

者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人)であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

第3 目標年度及び成果目標

本要綱第4の1の定めにより、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量等）について適切に設定するものとする。

なお、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から3年経過した年度とする。

第4 採択基準等

事業の採択基準は、本要綱第4の2のほか、次のとおりとする。

1 採択基準

(1) 事業実施の実現性

ア 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

イ 原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

ウ 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

エ 販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

オ 施設規模等の妥当性

(ア) 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

(イ) 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

カ 事業費の適正性

本要綱第5の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次の(ア)又は(イ)により行われていること。

(ア) 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

(イ) 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

キ 事業収支の妥当性

(ア) 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

(イ) 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

(ウ) 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

(エ) 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

(オ) 第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

ク 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

(ア) 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

(イ) 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

(ウ) 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

(エ) 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

ケ 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

(ア) 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

(イ) 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用

開始までのスケジュールが計画されていること。

- (ウ) 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

コ 事業実施主体の妥当性

- (ア) 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は、直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

- (イ) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (ウ) 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。
- (エ) 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。
- (オ) 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

サ その他

- (ア) 事業実施主体が、事業を自己資金若しくはほかの助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (イ) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

(2) 事業趣旨との整合

- ア 第1の1(1)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のすべてと整合していること。

- (ア) 農業生産活動から発生するバイオマスを活用するものであること。
- (イ) 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。

- イ 第1の1(2)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のいずれかと整合していること。

- (ア) 事業実施により、複数のバイオマスの組み合わせや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること。
- (イ) 事業実施により、地方自治体の地域防災計画協定に位置付けられる等、

災害時の地域レジリエンスの強化に貢献すること。

ウ 第1の1(3)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のいずれかと整合していること。

(ア) 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源（農作物残渣（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等）を活用すること。

(イ) 事業実施により、発電だけでなく、副産物（熱・残渣・CO₂等）をフル活用すること。

(ウ) 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。

なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

第5 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5の1の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

(2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）。

第6 事業実施期間

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、原則3年を上限に交付対象期間とするが、複数年度に渡って実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

なお、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

第7 費用対効果分析の実施方法

本要綱第4の4に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第 23 号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 23 号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 8 事業の実績報告等

本要綱第 7 の 1 に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業の最終年度から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 14 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 9 号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第 9 事業成果の評価

本要綱第 8 の 1 の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果

の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第3の3で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （1）事業実施主体自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組
- 2 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- 3 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- 4 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組
- 5 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- 6 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

別紙

新技術の対象となる技術例

(◆ 現状で実用化段階 (「バイオマス利用技術の現状とロードマップ (令和元年5月17日決定)」において新たに評価))

- ・ **ガス化**

熱することで燃焼ガスを発生させ、発電や熱利用を行う技術
(原料) 木質系、草本系、下水汚泥又はもみ殻

- ・ **メタン発酵 (湿式)**

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術
(原料) 間伐材等

- ・ **バイオリファイナリー**

未利用農林水産物のナノ化・高純度化処理により新機能、高性能材料を開発する技術
(原料) 未利用農林水産物 (もみ殻、林地残材、海藻、カニ殻等)

(◆ 5年後に実用化段階)

- ・ **固体燃料化 (新たな原料)**

切断、破碎、圧縮、成型、乾燥、炭化等により固形の燃料 (チップ又はペレット) を製造する技術 (原料) 資源作物 (エリアンサス等)、竹又はヤナギ

- ・ **燃料製造**

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術
(原料) 食品廃棄物 (グリーストラップ由来)

- ・ **直接燃焼**

木質バイオマスの燃焼灰中に含まれるカリウムを高濃度で回収し、有価物として利用する技術や、薪ストーブの煙を触媒燃焼と補助バーナーを利用して無煙化する技術
(原料) 木質系

- ・ **固体燃料化 (新たな燃料)**

切断、破碎、圧縮、成型などすることにより固形の燃料 (バイオコークス (半炭化)、スラリー燃料 (水熱炭化)) を製造する技術
(原料) 木質系、草本系、下水汚泥等

- ・ **ガス化**

ヒノキ、下水汚泥、豚糞などの混合バイオマス、パーム樹幹、半炭化ペレット等を低温で熱することで燃焼ガスを発生させる技術

(原料) 木質系、草本系、下水汚泥又は半炭化ペレット

- ・ **液体燃料化（部分水素化）**

バイオディーゼル燃料の酸化・熱安定性を改善し、高品質バイオディーゼルの製造する技術

(原料) 廃食用油又は植物油

- ・ **高速加水分解（亜臨界水処理技術）**

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

(原料) 木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

- ・ **接触分解**

接触分解触媒を用いて脱炭素反応させ軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 動植物油

- ・ **水素化分解**

高温高压の水素ガス環境下で触媒を用いた分解、水素化、異性化、脱硫等の化学反応を行い、軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 油糧種子

- ・ **メタン発酵（乾式）**

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

(原料) 食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

- ・ **糖質・澱粉質系発酵（第一世代）**

パーム樹幹に含まれる遊離糖から、エタノール、ブタノール、乳酸、ポリヒドロキシシン酪酸（PHB）、グルタミン酸ナトリウム（MSG）、タンパク質等の様々な化学品を製造する技術

(原料) パーム樹幹

- ・ **セルロース系発酵（第2世代）**

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

(原料) ソルトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）

- ・ **バイオマテリアル（バイオマスプラスチック）**

スギを原料とする改質リグニンや、コリネ型細菌を用いたプロセスによるフェノールを生産し、各種部材を製造する技術

（原料）木質系

- ・ **バイオマテリアル（セルロースナノファイバー）**

セルロース繊維を精製、ポリオレフィン等の樹脂と複合化し、各種部材を製造する技術

（原料）木質系

別記9-2

バイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付対象事業事務及び 交付対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、バイオマス利活用高度化施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、

あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第24号）を都道府県知事等に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県等は、(1)ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

5 事業の施行

(1) 施行方法

整備事業は、次の(2)から(5)までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

（3）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約に

あつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする(別紙様式第25号)。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等(以下「代行者」という。)と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理(工事の監理を含む。)等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者(以下「受託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表1により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第25号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（イ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等に報告するものとする（別紙様式第25号）。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係

る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通

知)により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。)
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手續を行うものとする。

第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に0.01を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとする。

第3 事業完了に伴う手續

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする(別紙様式第26号)。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の(1)により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて(2)及び(3)により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了から別記９－１第９の１に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（２）現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第４ 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

（１）事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

（２）予算書及び決算書

（３）地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書

（４）その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

（１）直営施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 工事材料検収簿及び同受払簿

ウ 賃金台帳及び労務者出面簿

エ 工事日誌及び現場写真

オ その他工事関係の事項を示した書類

（２）請負施行、委託施行及び代行施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 入札てん末書

ウ 請負契約書

エ 工程表

- オ 工事完了届及び現場写真
- カ その他工事関係の事項を示した書類
- 3 経理関係書類
 - (1) 金銭出納簿
 - (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- 4 往復文書
 - 交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類の他、それらに添付された資料。
- 5 施設管理関係書類
 - (1) 管理規程又は利用規程
 - (2) 財産管理台帳
 - (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費。）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

- (ア) 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

- (イ) 工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

イ 支給品費

- (ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- (イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- (ウ) 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

- (ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表4に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。
- (イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、3に掲げる(1)から(4)までの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（第1の4のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記9-1第2に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第9号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
- ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 利用料に関する事項
 - ク 保全に関する事項
 - ケ 償却に関する事項
 - コ 必要な資金の積立に関する事項
 - サ 管理運営の収支計画に関する事項
 - シ その他必要な事項
- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施

設等の増築届（別紙様式第 27 号）を都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1)実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

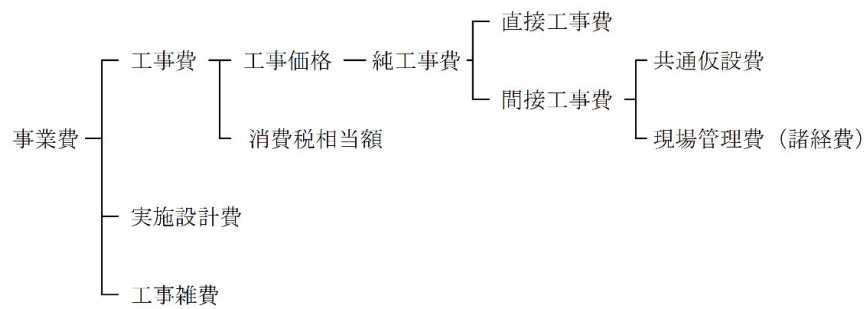
注：食料産業・6次産業交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

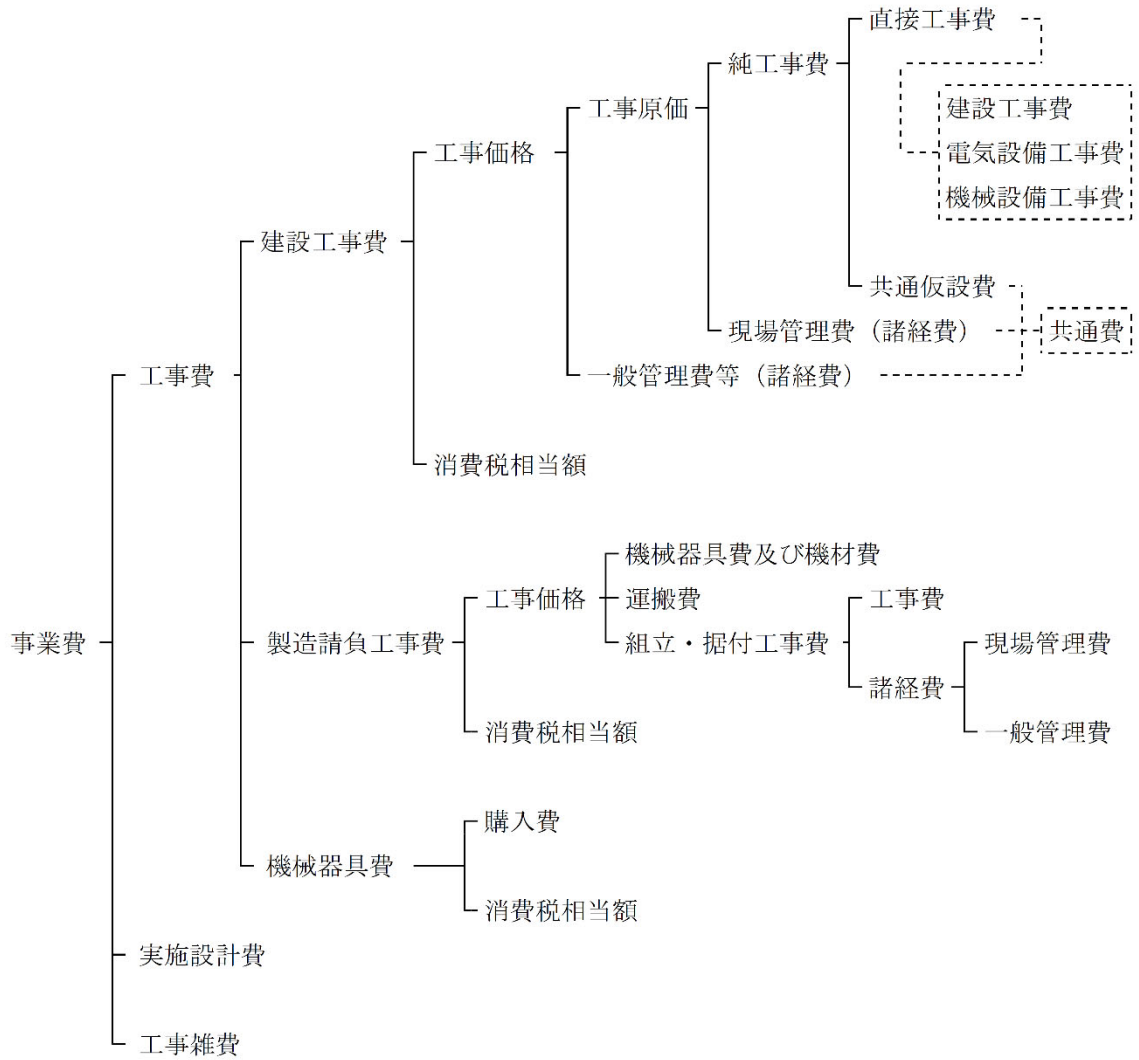
①施設の整備

ア 直営施行の場合



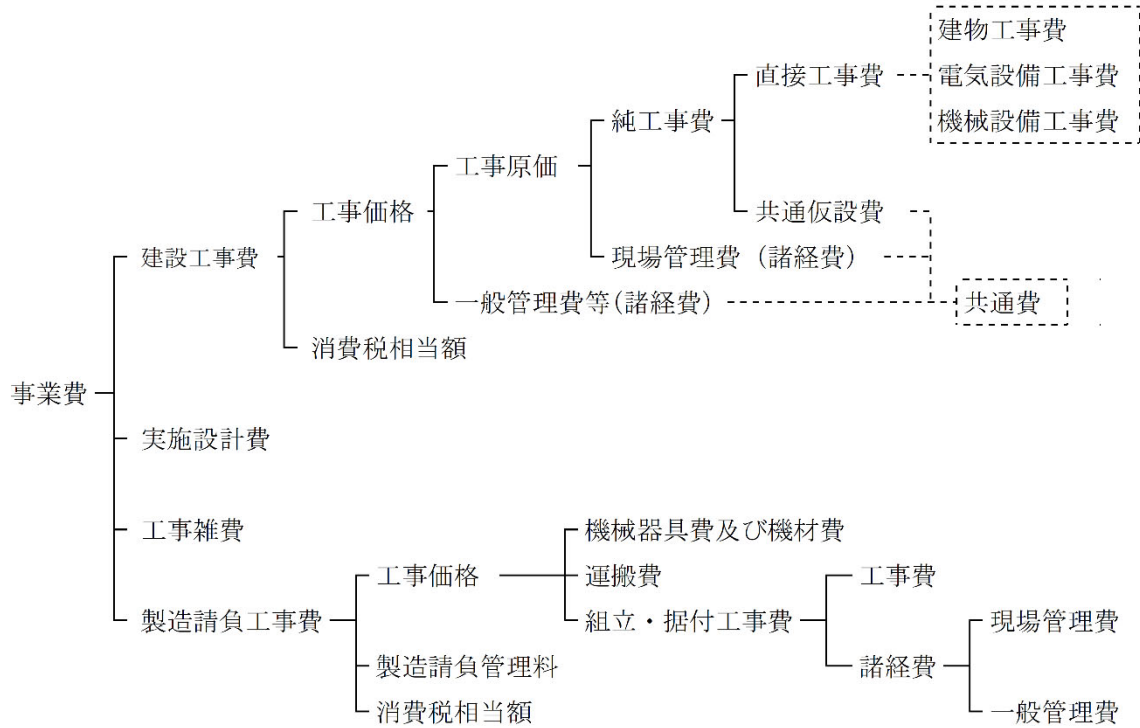
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

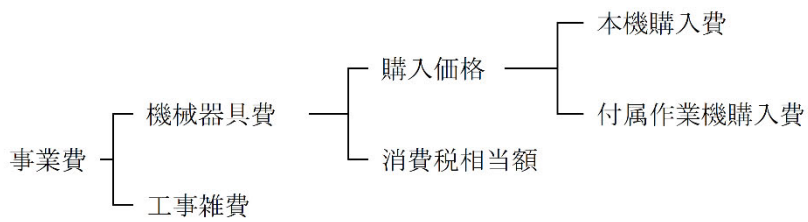


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）

原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含みます。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含みます。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	広告又は宣伝に要する費用

地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費

使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別記 10

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

第 1 趣 旨

今後急速な人口減少社会を迎える中で、我が国の農林漁業者及び食品事業者の所得を確保し、生産基盤を維持・強化するためには、輸出に新たな活路を見出すことが重要である。

一方、農林水産物・食品の輸出に当たっては、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しており、輸出事業者等は、輸出先国の規制やニーズに対応した施設及び体制の整備が必要である。

このような課題を踏まえ、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）を制定し、我が国の農林水産物及び食品の輸出の促進を図っているところである。

こうした状況から、輸出先国の規制やニーズに対応した輸出への取組を支援するため、食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業を実施するものとし、その実施に当たっては本要綱の定めるところによるものとする。

第 2 事業目的

農林水産物・食品を輸出するためには、①輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備が必要である。

このため、食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第 17 条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びに ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機 JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得への対応及び家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応に必要な施設や機器（以下「施設等」という。）の整備及び施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費を支援する。

第 3 交付の対象

1 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件や輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備に係る経費とする（施設の

新設、増築、改築及び修繕を含む)。なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。

ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分を交付の対象とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得を行う場合の経費から、輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。また、掛かり増し分を明確に区分することが困難である施設（冷凍・冷蔵保管施設、異物混入を回避するための施設等）の新設については、基礎及び上屋（建物部分）を除く内部の施設整備に係る費用を掛かり増し分とみなす。

原則として、次の（１）から（６）までに該当する経費は除く。

- （１）不動産取得に関する経費
- （２）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- （３）既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- （４）交付決定前に支出される経費（ただし、第 13 の 4 に従って、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。）
- （５）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- （６）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 効果促進事業

輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向け HACCP 等の認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、1 の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。

ただし、1 の交付対象事業費の 20%以内とし、原則として、1 の（１）から（６）までの経費及び次に該当する経費は除く。

- （１）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- （２）通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- （３）飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- （４）海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用

3 本事業の交付金の交付率は、定率とし、以下の（１）及び（２）に定めるとおりとする。

ただし、(2)については、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条で規定される中小企業者又は小規模事業者のことをいう。）及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体（製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る）の取組を対象とする。

(1) 輸出先国の規制等への対応を行うため、事業実施計画（本要綱第7の1に定める事業実施計画をいう。以下同じ。）において以下のアからウまでに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得する場合（既に輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む）にあつては、交付対象事業費の1/2以内とする。

ア 輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合

イ 輸出に対応するために必要な以下の（ア）又は（イ）の認証取得を行う場合

（ア）ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C 等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ

（イ）JFS-B、有機 JAS 等

ウ 上記ア又はイに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下の（ア）から（ウ）までに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合

（ア）認定・認証品目の追加

（イ）認定・認証製造ライン等の追加・変更

（ウ）認定・認証対象エリア等の追加・変更

(2) 上記(1)以外の取組の場合にあつては、交付対象事業費の3/10以内とする。

なお、1事業申請当たりの交付金の額の上限を3億円とし、下限を500万円とする。また、申請のあった金額については、申請の提案内容や交付対象事業費等の精査により、必ずしも申請額と一致するとは限らず、また、申請額については、千円単位で計上することとする。

4 本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、交付対象事業費の5%以内（1事業申請当たりの交付金の額の外数）を都道府県及び食料産業局長が認める団体（以下「都道府県等」という。）への附帯事務費として交付するものとする。附帯事務費の交付率は定額とし、その用途基準については別表1に掲げるとおりとする。

なお、食料産業局長が認める団体は、要望調査の開始日までに認定団体申請書（別紙様式第32号）を食料産業局長に提出し、その内容について適当であると食料産業局長から認められた者をいう。

第4 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げる要件を満たす者とする。

1 食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者とする（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む）。

(1) 法人

(2) 地方公共団体

(3) 上記のほか、本事業の事業実施者として、都道府県等が適当と認める者

2 次の(1)から(5)までのいずれにも該当してはならない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中である。

第5 採択基準及び配分基準

1 事業の採択基準

採択基準は、次に定めるものとし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）又は食料産業局長は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第7の2及び3に規定する協議を行うものとする。

(1) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録していること。

(2) 事業実施計画が農林水産業全般に関する基本政策及び本事業の目的・趣旨に沿った内容になっていること。

(3) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること（直近3年の経常損益が3年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）。

なお、特段の事情があり、都道府県等が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

- (4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (5) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (6) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。
- (7) 日本国内に所在し、本事業全体及び交付した交付金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (8) 全体事業費（施設整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。以下同じ。）が1千万円を超える場合にあつては、交付対象事業費に充てるために、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること（地方公共団体を除く）。
- (9) 第9の費用対効果分析の手法により投資効率を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
- (10) 事業実施主体において、HACCPチームが編成されていること。なお、チームメンバーにはHACCP研修受講者を必ず含むこと（本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る）。
- (11) 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（製品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
- (12) これまでに本事業又は類似事業（輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業、HACCP対応のための施設改修等支援事業等）を実施した者にあつては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること。
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」（令和3年2月16日農林水産省決定）に係るチェックシートを実施していること。

2 交付金の配分基準

本事業における交付金の配分については、食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付け29食産第5356号農林水産省消費・安全局長、食料産業局長通知。以下「配分基準通知」という。）の定めによるほか、次により行うものとする。

(1) 共通事項

第7の1及び2に規定する事業実施計画について、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる事項に従い算定された額を合計し、各都道府県等へ配分する。

なお、配分基準に基づくポイントが15ポイント以上の事業実施計画を交付金の配分対象とする。

- (2) 優先枠の取組に対する配分（本項における優先枠は、配分基準通知第1の2の(1)に規定する優先枠ではなく、本事業において優先的に配分するものをいう。）

次のアかつイを満たす事業実施計画については、ポイントの高い順に並べ、優先枠の予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県等ごとに合計した額を配分する。

ア GFP グローバル産地計画（「輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の認定規定」（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく GFP グローバル産地計画をいう。以下同じ。）の認定を採択決定までに受けている取組。
イ 輸入条件に対応するための取組。

- (3) 優先枠以外の取組に対する配分

(1)の合計額を除いた予算の範囲内で、(1)の優先枠の対象とならない事業実施計画について、配分基準第1の2の(1)に規定する優先枠の範囲内において、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県等ごとに合計し、配分する。

- (4) (2)及び(3)において、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に配分する。

- (5) (2)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、(2)による予算配分を行わないこととし、予算配分が行われなかった事業実施計画については、(3)における算定の対象とする。

また、(3)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合は、(3)による予算配分を行わないこととする。

3 配分結果の公表

2により配分した結果については、予算の要望があった都道府県等に対して以下の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県等別の要望件数
- (2) 都道府県等別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント（ボーダーライン）

4 留意事項

- (1) 別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。

- (2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取り止めた場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場

合は、この限りではない。

第6 成果目標

本事業の目標年度は、事業実施後5年以内とする。成果目標は、目標年度における輸出の増加額とし、目標年度における輸出額を、現状（事業実施計画作成時）の輸出額と比較して1千万円以上増加させることとする。

第7 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体（都道府県が自ら事業実施主体になる場合を含む）は、別紙様式第10号により事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事又は食料産業局長が認める団体（以下「都道府県知事等」という。）に提出するものとする。

なお、事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県知事等と協議を行うものとする。

2 都道府県等事業実施計画の作成及び協議

都道府県知事等は、1の事業実施計画（自らが作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県等事業実施計画（以下「都道府県等計画」という。）を作成し、別紙様式第11号により都道府県知事にあつては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に提出し、その内容について協議を行うものとする。

3 都道府県等計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事等は、2の規定により作成した都道府県等計画に次の（1）から（5）までに掲げる事項が生じた場合又は都道府県等計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県等計画を別紙様式第11号により都道府県知事においては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に提出し、その内容について協議を行うものとする。

なお、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、次の（1）から（5）までのいずれにも該当しない場合は、当該協議を受けることなく本事業の範囲内で都道府県等計画の取組内容等を変更することができるものとする。

- （1）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更を含む。）
- （2）事業実施主体の成果目標の変更（目標値の変更を含む。）
- （3）都道府県が事業実施主体の場合、実施する事業内容の変更
- （4）不用額の発生により交付決定の額の減額を受けようとするとき（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）
- （5）予定の期間内において、ストライキやその他の労働争議、輸送機関の事故、その他事業実施主体の責に帰し得ない事由により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となり、事業実施期間の翌年度

への繰り越し等が必要となるとき。

第8 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県等による指導等に必要経費について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところにより交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県等に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事等に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第9 費用対効果分析の実施方法

1 費用対効果の算定方法

- (1) 投資効率の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率 = (年総効果額 ÷ 還元率) ÷ 施設等整備事業の総事業費

- (2) 各用語、算定方法については、次のアからエまでにより行うものとする。

ア 年総効果額は、2に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

イ 還元率は、次式により総合耐用年数を算定し、別表3にて算定するものとする。

$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$

(施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数)

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省第18号）別表に定めるところによる。

ウ 算定の基礎とする数値は、本要綱第7の1の事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

エ 各用語の意味は、それぞれ以下のとおりとする。

年総効果額	事業により1年の間に生じる効果を金額に換算したもの。事業により様々な種類の効果が見込まれるので、その全てを金額に換算し、合計する。
還元率	事業による効果は、単年で発生するだけでなく施設の耐用年数期間中継続に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが総効果額となる。ただし、一定の費用を事業に投資しないで他の投資（預金等）を行った場合にも収益を生み出すものもあるので、その分を毎年、各年の効果額から割り引く必要がある。これが還元率である。
割引率	一般的に、将来に受け取ったり支払ったりするものの金銭

	<p>価値は現在の金銭価値より低くなるため、将来にわたって毎年度発現される年効果総額を計画時の価値に割り戻すための率のこと。効果発生期間中の金利に相当し、この金利は最近の長期金利などを参考に決定される。（平成11年に建設省が「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」を公表し、その中で割引率を0.04としたことを受け、この割引率を採用したものである。）。</p>
耐用年数	<p>耐用年数は当該施設が今後何年間に渡って使えるかを示す。施設の構成部により耐用年数が異なる場合には、費用に応じて加重平均を取ることで、便宜上の耐用年数を求める。（総合耐用年数）。</p>

2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の（1）及び（2）により行うものとする。

（1）効果の内容

食品等製造の輸出に係る効果とは、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 輸出額向上効果

当該施設等の整備による生産力や商品のブランド価値の向上等を通じ、商品の製造量や販売単価が向上（増加）することで、輸出額が増加する効果

イ 施設維持管理コスト削減効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化を通じ、商品歩留まりの改善や維持管理コストが削減されることで、所得が増加する効果

（2）算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア及びイにより算定する年効果額の合計額とする。

ア 輸出額向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量・品質の向上に伴う事業実施計画の最終年度における輸出額の増加額の合計額とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費等との差とする。

第10 事業実施状況の報告等

1 報告

事業実施主体は、事業の実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる項目を含めて事業実施状況の報告書を作成し、5月末までに都道府県知事等に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業又は目標年度以前に成果目標を達成した場合にあっては、当該報告を第11の1の報告に代えることができるものとする。

- (1) 事業実施状況
- (2) 目標値及び目標値の達成率
- (3) 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成のための取組が遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

3 地方農政局等への報告

都道府県知事等は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、2の規定による点検結果を踏まえて別紙様式第14号により事業実施状況報告書を作成し、報告を受けた年度の7月末までに、都道府県知事にあっては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に報告するものとする。

なお、2の規定による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても併せて報告するものとする。

4 都道府県知事等に対する指導

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、当該報告の写しを食料産業局長に速やかに送付するとともに、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事等を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容と結果を、報告を受けた年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

3の規定による報告を受けた食料産業局長は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、食料産業局長が認める団体を指導するものとする。

5 都道府県知事等に対する報告徴収

食料産業局長及び地方農政局長等は、都道府県知事等に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第11 事業成果の評価等

1 報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、第10の1の(1)から(3)までに掲げる項目を含めて評価報告書を作成し、5月末までに都道府県知

事等に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事等は、1の規定により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、2の規定による点検結果を踏まえて別紙様式第14号により報告書を作成し、報告を受けた年度の7月末までに、都道府県知事にあつては地方農政局長等に、食料産業局長が認める団体にあつては食料産業局長に報告するものとする。

なお、2の規定による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても合わせて報告するものとする。

4 事業成果の評価

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、当該報告の写しを食料産業局長にすみやかに送付するとともに、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容と結果を、評価を行った年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

3の規定により食料産業局長が認める団体から報告を受けた食料産業局長は、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、食料産業局長が認める団体を指導するものとする。

第12 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事等は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県等のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

第13 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、施設等整備事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施工方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、都道府県知事等に提出するものとする。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法により施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象事業費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象事業費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

施設等整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の着手

(1) 事業の着手は、都道府県等から事業実施主体への交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第 28 号）を都道府県知事等に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

5 事業の施工

(1) 施工方法

施設等整備事業は、請負施工又は委託施工によって実施するものとし、1つ

の事業については1つの施工方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため、適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施工方法により施工することができるものとする。

また、施工方法ごとに、次の事項に留意するものとする。

(2) 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第29号により、都道府県知事等に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、当該検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(3) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施工を選択する場合は、1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第29号により、都道府県知事等に報告するものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

6 契約の適正化

施設等整備事業に係る契約については、5に定める事項に留意の上、契約手続き等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

また、一般競争入札については、公告期間は10日以上（土日祝祭日は参入しない）を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止

に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第14 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨をしゅん功届（別紙様式第30号）により、都道府県知事等に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事等に報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事等は次の（1）により、施設等整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて（2）及び（3）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（1）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

（2）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

（3）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（1）及び（2）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（1）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（2）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第15 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理し、本事業実施計画の最終年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しておくものとする。

ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類等を整理保管しなければならない。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録及び委託施工を選択した場合にあっては選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

請負、委託の場合

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工程表
- (5) 工事完了届及び現場写真
- (6) その他工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、指令書及び設計書類等

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第 16 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表 4 を標準とする。

2 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとし、1 事業が複数の施工方法により施工される場合には、それぞれの施工方法別に区分して積算するものとする。

また、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

る。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

b 工事価格の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準様式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

a 支給品費は、請負施工及び委託施工にあつては事業実施主体が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表5に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

(エ) 諸経費

a 諸経費は、請負施工、委託施工において請負人等が必要とする別表5に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算す

るものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施工することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表5に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の施工態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

第17 事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、施設等整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第9号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程

又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省第 18 号）別表に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事等は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、施設等整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第 31 号）により、都道府県知事等に届け出るも

のとする。

5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

第 18 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象事業費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係を有する会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（2）を除く。）

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって交付対象事業費とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合はゼロとする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費

との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象事業費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合はゼロとする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第19 留意事項

- 1 事業実施主体は、事業の進行状況等を都道府県知事等に随時報告するほか、都道府県等の担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。
- 2 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。
- 3 交付の対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上かつ50万円以上のものとする。
- 4 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品及び新材を利用する場合のほか、増築、改築、併設等の事業又は古品及び古材（中古機械を含む。以下同じ。）の利用による場合も交付の対象とする。なお、古品及び古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとする。
- 5 事業実施主体は、過剰な施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 6 本事業の目標年度までに事業実施計画で取得予定としている輸出向けHACCP等の認定・認証を取得していない事業者は、目標年度以降にあっても、事業実施計画に基づいて輸出向けHACCP等の認定・認証を取得し、事業の目的が達成されるよう取り組まなければならない。
- 7 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得を実現するため、事業実施計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家等を活用した調査・検討を十分に行うことが効果的である。このため、事業実施に先立ち、品質・衛生管理専門家等を活用した調査・検討を行った場合には、品質・衛生管理専門家等の指導内容及びその対応状況等について、事業実施計画中に明記するとともに、当該指導内容等が分かる書面等がある場合は、これを提出することとする。
- 8 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業実施計画の最終年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならない。
- 9 取得財産等がある場合は、8の帳簿等は、8の規定にかかわらず取得財産等の処分制限期間中は整備・保管しなければならない。

- 10 輸出促進法の第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、本申請に係る情報（事業者名、所在地、事業規模等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が第7の事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く。）。
- 11 施設等整備事業により整備した施設等について、事業名・導入年月日を表示（プレートやシール等）しなければならない。
- 12 事業実施主体は、第5の1の（8）に規定する貸付けについて、資金の貸付け等を行う機関が発行する融資証明書、出資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類を、都道府県等から事業実施主体への交付決定時までに提出するものとする。

別表 1

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 費用弁償（会計年度任用職員に対して支払う通勤に係る費用）
報 酬	会計年度任用職員に対して支払う実働に応じた対価
職 員 手 当 等	報酬が支弁される者に対する期末手当
委 託 費	現地確認等の指導・監督等に対する専門家経費
共 済 費	報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、報酬、期末手当、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び備品購入費

注：本事業の実施に必要な経費に限る。

別表 2

配分基準表

評価項目及び配点基準		ポイント
【 確 実 性 】	① すでに輸出実績がある場合、直近3年のうち年間輸出額の最大金額（サンプル輸出及び100万円未満の輸出実績を除く）が次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） ア 1億円 ≤ 輸出額 イ 1千万円 ≤ 輸出額 < 1億円 ウ 100万円 ≤ 輸出額 < 1千万円	3 2 1
	② 次のいずれかの認定・認証を取得している場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） ア 輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定 イ ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ ウ JFS-B、有機JAS等	4 3 1
	③ 次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） ア GFP グローバル産地計画の認定を交付決定までに受けている。 イ GFP グローバル産地作り推進事業の採択を受けており、GFP グローバル産地計画の認定を受ける見込みである。	2 1
	④ 目標年度における輸出の増加額が次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） ア 1億円 ≤ 増加額 イ 5千万円 ≤ 増加額 < 1億円 ウ 3千万円 ≤ 増加額 < 5千万円 エ 2千万円 ≤ 増加額 < 3千万円 オ 増加額 < 2千万円	5 4 3 2 1
	⑤ 第9の費用対効果分析の手法により算出した投資効率が次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。 ア 2 ≤ 費用対効果 イ 1.5 ≤ 費用対効果 < 2	2 1
	⑥ 次のいずれかの認定・認証を事業実施計画にて取得予定としている場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） (1) 輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定 (2) 輸出に対応するために必要な認証。 ア ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ イ JFS-B、有機JAS等 (3) 輸出に関係のない認証を取得する目的のもの。	5 4 1
【 有 効 性 】		

	(JFS-A、自治体 HACCP 等)	0
	⑦ 次のいずれかの取組に該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可) (1) 輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得に向けて、品質・衛生管理専門家等を活用した調査・検討を十分に行った取組となっている。 (2) 長期保存施設等、新技術を活用した施設整備を行う取組となっている。	2 1
	⑧ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大に取り組む事業者である。	2
【波及性】	⑨ 輸出商品の主原料における国産原料の使用割合が、次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可) ア 70% ≤ 使用割合 イ 50% ≤ 使用割合 < 70% ※複数商品が該当する場合、全体で使用割合を算定すること。	2 1
	⑩ 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条で規定される中小企業者又は小規模企業者である。	1
	【都道府県ポイント】	
	⑪ 地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか。 ア 地域の実情を踏まえた取組となっており、十分に効果が見込まれる。 イ 地域の実情を踏まえた取組となっており、概ね効果が見込まれる。	2 1

別表 3

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

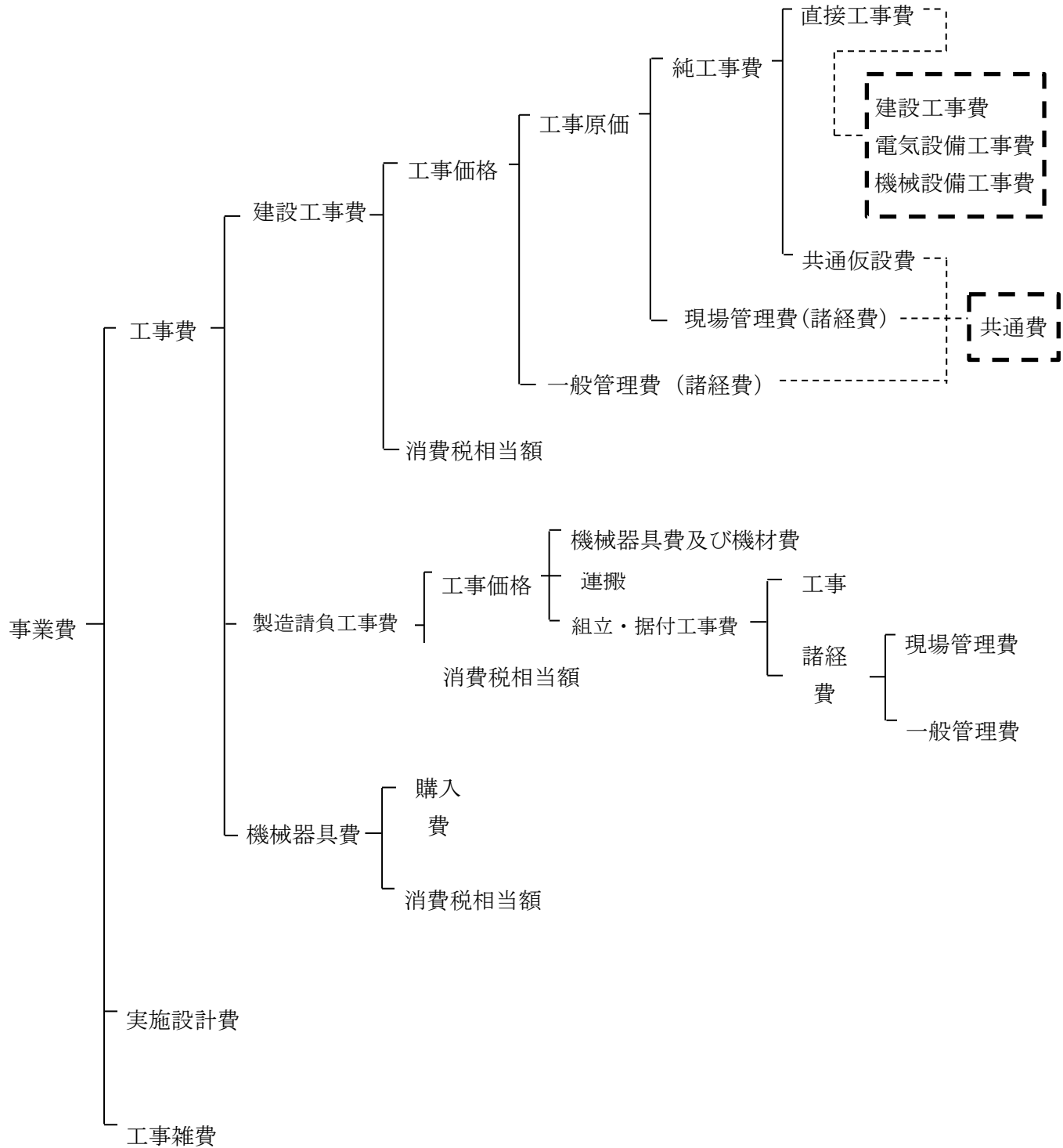
ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率	n	還元率
5	0.2246	24	0.0656	43	0.0491
6	0.1908	25	0.0640	44	0.0487
7	0.1666	26	0.0626	45	0.0483
8	0.1485	27	0.0612	46	0.0479
9	0.1345	28	0.0600	47	0.0475
10	0.1233	29	0.0589	48	0.0472
11	0.1142	30	0.0578	49	0.0469
12	0.1066	31	0.0569	50	0.0466
13	0.1001	32	0.0559	51	0.0463
14	0.0947	33	0.0551	52	0.0460
15	0.0899	34	0.0543	53	0.0457
16	0.0858	35	0.0536	54	0.0455
17	0.0822	36	0.0529	55	0.0452
18	0.0790	37	0.0522	60	0.0442
19	0.0761	38	0.0516	80	0.0418
20	0.0736	39	0.0511	90	0.0412
21	0.0713	40	0.0505	100	0.0408
22	0.0692	41	0.0500		
23	0.0673	42	0.0495		

別表 4

1 機械・施設等整備



別表 5

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除く。）

原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	広告又は宣伝に要する費用

地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費

<p>使用料及び賃借料</p> <p>備品購入費</p> <p>公課費</p>	<p>土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料</p> <p>事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費</p> <p>租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等</p>
---	---